

文教福祉常任委員会 会議録（要旨）

開 催 日 時 令和7年6月9日（月） 9時52分～12時07分
開 催 場 所 第2委員会室
出 席 委 員 西尾雄次 委員長、中村 聡 副委員長
南 守雄、清水文雄、夷藤 満、磯貝幸博
欠 席 委 員 （なし）
オブザーバー （なし）
傍 聴 者 （なし）
説 明 員 桐山 教育長、助田 町民福祉部長、山田 町民福祉部担当部長、中川 教育部
長、源 住民課長、川本 住民課担当課長（環境管理室長）、高木 子育て支援
課長、舟野 保険年金課長、秋田 福祉課長、上前保険年金課担当課長兼福祉課
担当課長（保健センター所長兼地域包括支援センター所長）、古賀学校教育
課長、中村 文化スポーツ課長
事務局・書記 中村書記

議 件

（1）町長提出議案の審査

- ・議案第45号、令和7年度内灘町一般会計補正予算(第2号)
（議案第45号 説明）

【委員】

小学生学校給食費無償化による減額補正について、無償化する前の給食費
滞納分はどう対応するのか。

【説明員】

無償化の対象は今年度2学期分以降であり、それまでの滞納分は引き続
き、保護者に納付を求めている。

- ・議案第46号、令和7年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
（議案第46号 説明）
- ・議案第47号、令和7年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
（議案第47号 説明）
- ・議案第48号、令和7年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第1号)
（議案第48号 説明）
- ・議案第54号、財産の取得について
学習用タブレット端末 2,383台
（議案第54号 説明）

【委員】

前回と同じ業者との契約か。

【説明員】

前回とは異なる業者との契約である。

(2) 請願の審査

- ・ 請願第4号、選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願

◎採決

議案第45号、46号、47号、48号、54号…原案可決とする。

請願第4号…継続審査とする。

付託意見…なし

(3) 執行部からの報告事項

- ・ 長寿お祝い事業の内容変更(案)について

10月から町内の70歳以上の方を対象にコミュニティバスの無料パスポートが提供される予定であるため、満75歳の方への支給内容を資料のとおり変更する。満75歳、満88歳の方へは9月中に、満100歳の方へは誕生日ごとに配布する。

- ・ 「看護小規模多機能型居宅介護」施設整備事業者の公募について

整備数は1カ所、令和8年4月の開設に向け、スケジュール案のとおり進めていく。

【委員】

事業者からこのような施設を整備したいとの申し出があったのか。

【説明員】

事業者から申し出があり、介護保険事業運営委員会に諮り、今後の状況を踏まえ必要な施設であるとの承認を得ている。

【委員】

整備予定地は決まっているのか。

【説明員】

総務課との協議が必要だが、事業者からは候補地として旧緑台公民館跡地を検討中と聞いている。

・西荒屋小学校災害復旧工事について

グラウンド補修を除く工事は6月補正予算議決後、速やかに入札に進み、工期は議決日の翌日から令和8年8月20日まで。グラウンド補修については、液状化対策工法の実証実験を行うため、施工が遅れ、全体工事として、発注から20カ月を要するため、翌年度に繰り越す。民地等と接する外構工事については、境界が確定後に実施する。

・大根布小学校災害復旧工事について

受注業者は株式会社茶谷組、契約金額は4,070万円、工期は令和7年12月26日まで。位置図左下の擁壁更新については、7～9月の3カ月間、左下角から上に向かって34mの区間を通行止めとし、工事を行う。

【委員】

通行止めについて早めに周知してほしい。

【説明員】

周知を徹底する。

・海浜鳥類生息調査について

町指定天然記念物シロチドリの生息調査を、5月14日に内灘海岸で実施し、成鳥18羽と卵3個を確認した。今後も調査しつつ、保護に努めていきたい。

・イベント・行事について

「第77回石川県民スポーツ大会夏季大会」

壮行会…6月18日(水) 午後7時00分～

開会式…7月5日(土) 午前8時30分～

「石川中央都市圏歴史資料展～ものづくりと生業編～」…6月20日(金)～7月28日(月)

「各保育所等運動会(予定)」…6月21日(土)～10月4日(土)

(4) その他

・被災者の医療費等にかかる一部負担金の免除について

半壊以上の被害を受けた方に対し、一部負担金の免除を本年6月末までを期限とし行っているが、後期高齢者医療保険は県広域連合より、延長しないとの報告を受けている。国民健康保険及び介護保険についても、発災当初には全額措置されていた財源が段階的に縮小しており、延長した場合、各保険者の財政負担となり、今後の保険料の引き上げに繋がることや、75歳以上の方が免除対象外となるため、世代間の不公平感や、医療機関などで混乱が生じることなどの理由により、後期高齢者医療と同様の6月末までの免除期間とする。

(以上)